

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（オンライン電子納品）

第7条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第8条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第9条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「港湾施設点検診断業務特記仕様書」による。

港湾施設点検診断業務特記仕様書

業務名：R 8 徳土 徳島小松島港（赤石地区他） 小・和田島他 港湾施設点検診断業務

1. 業務目的

「港湾施設の技術上の基準を定める省令」（以下、省令）の改正及び「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」（H 1 9 国土交通省告示第 3 6 4 号）（以下、告示）により、港湾施設を供用期間にわたって要求性能を満足するよう、計画的且つ適切に維持管理するために必要な「維持管理計画書」の策定が義務づけられた。

本業務は、「港湾の施設の維持管理計画書策定ガイドライン（令和 8 年 4 月改訂）（国土交通省 港湾局）」に基づき施設の維持管理計画書の策定を行うため、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（令和 8 年 4 月改訂）（国土交通省 港湾局）」に基づき港湾施設の現地調査点検及び診断を行うこと。なお、一部施設において簡易点検診断を行う。

2. 業務内容

（1）打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間 1 回、業務完了時の 3 回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。点検が終わった時点で打ち合わせを行うこと。当初及び完了時は、管理技術者及び照査技術者が必ず立会する。

（2）関係機関打合せ協議

当該業務にかかる関係機関について、必要に応じて随時実施し、監督員に業務報告書にて報告すること。

（3）計画準備

現地調査業務を行うにあたって事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

（4）港湾施設点検診断

ア. 簡易点検診断（係留施設）

陸上目視点検調査を標準とし、起終点について写真撮影し、1 施設 2 0 m ピッチで点検を行い、点検診断の用紙も記載する。損傷個所を発見した場合には、当該箇所の写真を撮る。陸上から目視可能な部材について劣化・損傷状況など目視調査を行い、記録等を整理する。

イ. 目視調査（1）陸上からの踏査

陸上から目視可能な部材について劣化・損傷状況など目視調査を行い、記録等を整理する。

ウ. 目視調査（2）海上からの踏査

船上にて施設全体の海面上の部材について劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録等を整理する。

エ. 潜水調査（1）

潜水土により、海面下の部材について劣化・損傷状況等の調査を行い、記録を整理する。

オ. 電位測定

陽極の電位測定を行い、記録を整理する。

カ. 肉厚測定

潜水土により、鋼材の一部の付着物を除去後、肉厚測定を行い、記録を整理する。

キ. 照明灯点検・記録

「附属物（標識、証明施設等）点検要領（令和 6 年 9 月）（国土交通省 道路局 国道・技術課）」に基づいて照明灯点検をし、点検結果を記録する。

ク．現地測量

点検診断業務・維持管理計画書に必要な平面図を現地で測量する。

ケ．横断測量

点検診断業務・維持管理計画書・港湾台帳に必要な標準断面図の測量を行う。施設側面測量を行う場合には、ダイバー（潜水士）で行うこと。なお、レッド等で測量をした場合は、変更の対象とする。

（５）報告書作成

調査目的、調査内容、調査結果を整理して報告書を作成する。橋梁定期点検業務も港湾施設点検業務診断の形式にする。当該施設の劣化度の判定及び性能低下度の評価も行う。

なお、報告書作成に関して約 1 カ月前に監督員に照査を受け、業務完了日に提出できるようにする。

3．許可申請等

港則法がかかる区域については、港則法第 3 1 条及び同法 4 3 条に基づき工事・作業許可申請を行うこと。

橋梁点検や臨港道路等で交通の妨げになる作業を行う場合は、道路交通法 7 7 条に基づき道路使用許可申請を行うこと。

申請に必要な経費については、諸経費に含むものとする。

4．安全監視船等

本業務の安全監視船（船外機）は 8 隻／日、安全監視船（交通船）は 4 隻／日を見込んでいる。なお、海上保安部等関係機関との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

本業務の交通誘導警備員（交通誘導警備員 B）は見込んでいない。必要が生じた場合は、別途協議するものとする。

5．成果品

共通仕様書に基づく成果品等の提出にあたり、当該業務は、電子納品対象外であるが、徳島県電子法品運用ガイドライン【土木設計等業務編】（令和 8 年 5 月改正）に基づき作成し電子納品にて提出するものとする。報告書の製本は 1 部とし、電子納品は正 1 部、副 1 部とする。施設台帳は、2 部提出すること。なお、別途監督員が必要と判断した場合は、協議を行った上で提出するものとする。

6．引渡し前における成果物の使用

監督員が、引渡し前における成果物を使用したい場合、土木建築工事設計業務等委託業務契約書第 3 5 条に基づき使用することがある。

7．その他

点検診断結果様式については、発注側から作成した様式を使用すること。

当該業務の点検診断は、別途発注予定の維持管理計画書作成業務のうち資料収集整理の代わりになるように作成すること。

担当監督員が維持管理計画書を策定する際には、協力し維持管理計画書の製本及び電子データの作成は、担当監督員指示のもと受注者が行うこと。

上記およびその他疑義が生じた場合は、協議を行った上で決定するものとする。